

特別番組「第 6 回 三浦半島ミニバスケットボール新人大会」協賛のご案内

拝啓 時下ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

平素は、格別のご支援ご協力を賜り、誠にありがとうございます。

J:COM では来る 3 月 26 日に横須賀アリーナで催される同大会の様相を今年も J:COM チャンネル(デジタル11ch)にて54分のダイジェスト番組として特別編成致します。昨年同様、参加されたお子様やご家族様の多くにご視聴いただけるこの番組は、ケーブルテレビ広告をお気軽にご利用いただける価格と充分な露出時間を設定しておりますので、是非ともこの機会に御社のPRとイメージアップにご活用いただきたくお願い申し上げます。

敬具

記

【番組名】	『第 6 回 三浦半島ミニバスケットボール新人大会』
【放送チャンネル】	J:COMチャンネル (デジタル 11ch)
【放送日程】	2017 年 4 月下旬放送予定(5 月中旬までリピート予定)
【放送日程】	上記期間中に合計8回程度のリピート放送予定
【広告内容※】	番組冒頭と最後の 2 回、提供クレジット画面にて貴社名を掲載致します。
【放送エリア①】	横須賀市・三浦市・葉山町・逗子市の一部(田越川以南)
【放送エリア②】	鎌倉市・逗子市の一部(田越川以北)
【視聴可能世帯数】	約 227,000 世帯(エリア①16万6千世帯／エリア②6万1千世帯)
【広告料金】	20,000 円～10,000 円(税別)
【申込期限】	2017 年 3 月 31 日(金) 17 時

《広告メニュー》

協賛画面イメージ

- 提供プラン A … 20,000 円(税別)
・貴社指定のロゴマークをご使用頂けます

- 提供プラン B … 10,000 円(税別)
・貴社名を表示致します(白文字の角または丸ゴシック体)



※詳細についてご説明をご希望される方は、

まずは大会事務局様迄お知らせください。後日 J:COM の番組担当者から直接ご連絡させていただきます。
または、下記担当者まで直接お問い合わせください。

<担当者> 横山 鉄平 <Yokoyama Teppei>

株式会社ジュピターテレコム

地域メディア本部 コミュニティチャンネル部 神奈川メディアセンター 辻堂事務所

〒251-0041 藤沢市辻堂神台 2-2-41 株式会社ジェイコム湘南 内

phone: 0466-60-7200 mobile: 090-4241-8476 fax: 0466-60-4251

E-mail: YokoyamaTep@jupiter.jcom.co.jp

以上

<ご注文から放送までの流れ>

- ① 次ページの申込書をプリントアウトして貴社名、担当者名、連絡先を記入、担当印(シャチハタ可)を押します。
- ② 下記の弊社広告担当者宛にPDFファイルにてメール送信、または原紙の郵送をお願い致します(3/31 まで)。
- ③ 提供クレジットに表記したい正確な社名、商品名またはサービス名をお知らせください(4/1 まで)。
- ④ 貴社ロゴの使用をご希望の場合は印刷用データをCDRまたはDVDR等のメディアに格納して提出してください(4/7 まで)。
- ⑤ 放送前にクレジット画面の静止画でご確認頂きます(4/20 頃予定)。
- ⑥ 放送実施後の4月末日迄にご請求書を送付致しますので翌5月末日迄にお振込みにて代金のお支払いをお願い致します。

【 番組放送及び制作申込書 】

以下の条件にて申し込みいたします。

No	
申込日	

申込者				印
所在地	〒			
電話番号		部署		
担当者		役職		
件 名	J:COM チャンネル「第 6 回 三浦半島ミニバスケットボール新人大会」番組提供料			

＜申し込み内容＞			
協賛メニュー	内容	料金	備考
☐ プラン A	提供クレジット(ロゴあり)	20,000	4 月下旬～5月中旬 8回程度予定
☐ プラン B	提供クレジット(ロゴなし)	10,000	4 月下旬～5月中旬 8回程度予定
上記のプランから A または B をお選びいただき、プラン名の□にチェックを入れてください。			
合計(税抜き)			

お支払条件	4月末日締め、5月末日お支払い(銀行振り込み)
-------	-------------------------

特記事項

申込書到着締切:2017 年 3 月 31 日(水曜)17 時必着
※放送エリアとスケジュールの詳細は別紙案内状に記載

以下の内容について承諾し、申し込みいたします。

①本申込は、本申込に対し申込請書が交付されることで有効となります。ただし、本申込日から申込請書の交付なく 5 日を経過するときは、そのときをもって本申込に対する承諾があったものとします。

②申込者は、本申込が有効に成立した後に、本申込を取り消すことはできません。ただし、広告出稿期間が継続して 90 日を超える場合に限り、広告出稿日の 90 日前までに書面で通知することにより、当該広告出稿日以降の広告出稿についてのみ取り消すことができます。

③広告に関する著作権その他の権利処理は、申込者の責任と費用負担において処理します。

④申込者は、広告の内容が関連法令、業界基準等を遵守していることを保証します。万一、広告の内容(商品・サービスの内容を含みます)について、苦情やクレーム等が発生した場合、申込者の責任と費用負担において解決します。

⑤広告の内容について、関連法令及び各種媒体が定める内規に基づき考査がございます。

⑥警報発令時や災害時等の緊急時において、緊急情報(音声含む)を放送することがございます。

⑦放送事故が発生した場合、その原因が弊社の責に帰すべき事由による場合は、代替広告を実施します。その原因が、天災地変等、弊社の責に帰さない事由による場合は、代替広告は実施しないものとします。

⑧いずれか一方の当事者が、支払停止若しくは支払不能に陥ったとき、破産、民事再生若しくは会社更生手続開始の申立のあったとき、又は清算に入る等事実上営業を停止したとき、又はそのおそれがあると認められる事情が発生したときは、その相手方は本申込を直ちに解除できるものとします。

⑨いずれの当事者も、自己又は自己の役員が、暴力団その他これらに準ずる者に該当しないことを確約します。
当該確約に違反することが判明した場合、その相手方は直ちに本申込を解除することができるものとします。

⑩本申込について紛争が生じた場合、東京地方裁判所又は東京簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。